

として爲すべき所なるべしといふにあり、夫れより鷹田其石氏の美術家論ありて後、板谷波山氏が在學當時の同窓生の状況を語りて來會者の頷を解きたるが、時恰も正午に近づきたるを以て、茶菓の饗應ありて、和氣藹々の裡に參會せり。

○本年度秋季の修學旅行 本年は伊豆地方と決定し、十月廿一日より六日間を以て舉行せられ、第一日なる廿一日は、午前八時三十分新橋を發し、沼津に下車して牛伏に宿し第二日は沿海の風光を探りて修善寺に泊し、二十三日は同所に在りて、湯ヶ島・淨蓮瀧、朝日瀧等の勝を寫生し、二十四日には山路を踰えて伊東に至り、二十五日には熱海に赴き、二十六日同所より小田原に出で、國府津より汽車にて歸京したり。旅行總員二百名許り。

東京美術學校近事〔六一四。M・四〇・十二・二三〕

○金工科助手の任命 金工科卒業生八卷於菟三氏は、十一月三十日本校雇を命ぜられ、金工科助手申付けられたり。

○休職満期 教授辻村延太郎氏は、休職中なりしが、十一月廿八日を以て、満期となりたり。

○古宇田教授の入營 教授古宇田實氏は、十二月九日、下總佐倉歩兵第二聯隊第十一中隊第四班へ入營せられたり。

○助教新任 本校雇柴一雄氏は、應用化學科助手なりしが、十一月三十日、助教に任ぜられたり。

○橋本畫伯の見舞 畫伯橋本雅邦翁が、本校に在職中其薰陶を承けたる、卒業生中の有志者發起人となり、翁が先頃來病蔭に親しまれ

たるを見舞はんがため、翁の教へを受けたる本校の卒業生諸氏と謀り、御菓子料として、金九十圓を贈呈することゝなせりといふ。

正誤 前號の本欄職員に關する事項中、「岩竹乙造氏」とあるは、「乙竹岩造氏」の誤につき訂正す。

関連事項

① 東京美術學校規則一部改正

明治四十年三月、規則第四章「入學在學及退學規程」(289頁参照)に改正が加えられ、入學出願者の提出すべき書類に關して「最近一年内ニ撮影セシ手札形寫眞(但半身脱帽ノモノタルベク裏面ニ氏名及撮影ノ年月日ヲ漢字ヲ以テ明記スベシ)」の語句が追加される一方、正副保証人に關する規定が削除された。したがって、これより保証人は不要となった。なお、この改正に先き立って「生徒心得」の保証人に關する条項が削除され、また、「各科授業要旨」(『東京美術學校一覽』明治三十九年至明治四十年)のうち日本画科の分について同科授業法改正に伴う部分的改正がなされた。

② 図画師範科設置

既出明治四十年年度年報「規程」の項(359頁)および校友会月報「東京美術學校近事」の項(370頁)に記載されているように、本年六月五日に三年制の図画師範科が設置され、十月二日に第一回生十九名が入學し、これより本校における中等教員養成が本格化した。

本校は美術の作家と図画教員の養成を目的として発足した学校であり、その点については幾度かの規則改正においても変わりは無か